

第 61 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和 7 年 9 月 29 日（月）10：00～12：00

【場所】市庁舎 18 階会議室 みなと 1・2・3

1 開会

- (1) 事務局あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議題

(1) 令和 7 年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容について

【資料 1】

(2) 発達障害児・者に係る施策の取組について

ア 発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組検討の進捗報告

【資料 2】

[答申関連項目] II

イ 地域療育センターにおける事業の実施について

【資料 3】

[答申関連項目] I・II・III・IV

ウ 学齢後期障害児支援事業の実施について

【資料 4】

[答申関連項目] I・II・III・IV

エ 令和 6 年度 特別支援教育に関する取組みの状況について(報告)

【資料 5】

[答申関連項目] I・IV

オ 横浜市発達障害者支援センターの概況について

【資料 6】

[答申関連項目] I・III・V

カ 「世界自閉症啓発デー in 横浜 2025」について

【資料 7】

[答申関連項目] IV

3 情報共有

- ・ 5 歳児健診の実施に向けた検討について（こども青少年局地域子育て支援課）
- ・ 強度行動障害状態にある方への支援について（健康福祉局障害施策推進課）

[参考]答申（令和 2 年 6 月）における 6 つの大項目

- 【項目 I】 本人への支援
- 【項目 II】 保護者及び家族への支援
- 【項目 III】 支援機関の連携と役割分担
- 【項目 IV】 支援体制の強化・充実
- 【項目 V】 人材育成
- 【項目 VI】 障害理解の促進・普及啓発

次回開催予定：【日時】令和 8 年 2 月 2 日（月）18：30～20：30 【場所】みなと 4・5

令和7年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	日戸 由刈	相模女子大学 人間社会学部
3	教育関係者	冢田 三枝子	横浜高等教育専門学校
4	医療従事者	高橋 雄一	横浜市東部地域療育センター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	齊藤 共代	横浜市北部地域療育センター
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	阿部 浩之	地域活動ホーム ガツツ・びーと西
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	柴田 珠里	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	伊原 文恵	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	平下 和子	一般社団法人横浜市自閉症協会

令和7年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉保健部長	片山 久也
		障害施策推進課長	中村 剛志
		障害自立支援課長	飯野 正夫
		障害施設サービス課長	大津 豪
		精神保健福祉課長	秋山 直之
		企画課長	松村 健也
	こども青少年局	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
		医務担当部長	岩田 真美
		障害児福祉保健課長	高島 友子
		青少年相談センター所長	山崎 三七子
		放課後児童育成課長	河原 大
		保育・教育支援課長	大槻 彰良
		保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
		企画調整課長	原 弘岳
	教育委員会事務局	インクルーシブ教育担当部長	西野 均
		特別支援教育課長	金井 国明
		特別支援教育相談課長	小池 美恵子
事務担当	健康福祉局	障害施策推進課相談支援推進係長	渡辺 弥美
		障害施策推進課担当係長	松本 薩
		障害自立支援課就労支援係長	大野 悟
		障害施設サービス課地域施設支援係長	老松 太一
		障害施設サービス課共同生活援助担当係長	池田 隆介
		精神保健福祉課精神保健福祉係長	香月 正樹
	こども青少年局	障害児福祉保健課担当係長	川上 智昭
		障害児福祉保健課整備担当係長	坂井 千月
		障害児福祉保健課担当係長	菅原 政則
		障害児福祉保健課担当係長	永見 徹
	教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	野中 大介
		特別支援教育相談課担当係長	海老原 圭

令和 7 年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容について

I 横浜市発達障害検討委員会について

市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図ることを目的とした協議の場です。

横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として、平成 17 年から設置しています。

2 検討内容

(1) 平成 30 年度以降の検討内容

【平成 30 年度～令和元年度】

テーマ：「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への総合的な支援について

内容：平成 30 年度は、施策の再構築に係る方向性について議論しました。令和元年度には、市長からの諮問を受け、具体的な施策展開に関する答申*作成のための議論を行いました。

(※) 答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について（横浜市障害者施策推進協議会／令和 2 年 6 月 29 日）」

■ 概要

本答申では、横浜市が対象児・者への施策を展開するにあたりヒントとなる視点を、以下のとおり「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」として掲げた 6 大項目・15 小項目ごとにまとめて示しています。

【横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性】

I 本人への支援
1 本人がその人らしく生きるための支援の充実
2 当事者の居場所の充実
3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上
4 成人期の課題に対する、本人支援の充実
II 保護者及び家族への支援
1 保護者及び家族に対する支援の充実【喫緊】
III 支援機関の連携と役割分担
1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応【喫緊】
2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化【喫緊】
3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
4 サービス情報提供システムの充実
IV 支援体制の強化・充実
1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充【喫緊】
2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上【喫緊】

V 人材育成
I 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成【喫緊】
VI 障害理解の促進・普及啓発
I 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

※【喫緊】

全ての施策を一挙に実現することは現実的に困難であるため、【①重要性】【②緊急性】【③難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の3つの視点を総合的に勘案した上で、特に喫緊に取り組むべきである項目として、整理しています。

■ 答申等に対する行政対応

答申で示された提言について、第4期障害者プラン等に反映の上、具体的な施策として展開していく。また横浜市発達障害検討委員会等で、取組状況や効果等を定期的に確認・検証する。

【令和2年度～令和3年度】

テーマ： 横浜市の発達障害児・者への施策展開に関するP D C Aサイクルの、各段階における評価・検証

内容： 答申に記載した内容に関する、取組状況等の評価・検証を中心とした議論を行いました。

【令和4年度～令和5年度】

答申に基づき、横浜市の発達障害児・者への施策展開の評価・検証を中心とし、主に以下の内容について、議論を行いました。

- ・地域療育センターの取組について
- ・学齢後期障害児支援事業所（4か所目）の設置について
- ・発達障害者等及び家族等への支援体制の確保に係る取組について
- ・横浜市立高等学校における「通級による指導」について

(2) 令和6年度、令和7年度の検討内容

答申に基づき、横浜市の発達障害児・者への施策展開の評価・検証を中心とし、主に以下の内容について、議論を行います。

- ・地域療育センター・学齢後期障害児支援事業所における事業の実施状況について
- ・保護者支援に係る取組（ペアレントトレーニング）の実施状況について
- ・保護者支援に係る取組（ペアレントメンター、ピアサポート）の実施に係る検討状況について

3 令和7年度の開催日程

第61回（令和7年度第1回）：令和7年9月29日（月）10時00分～12時00分

第62回（令和7年度第2回）：令和8年2月2日（月）18時30分～20時30分

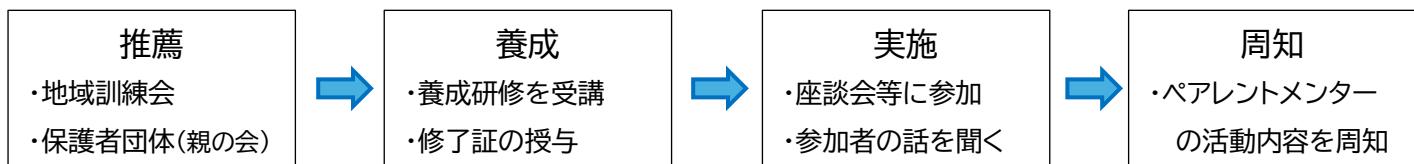
発達障害検討委員会資料
令和7年9月29日
こども青少年局障害児福祉保健課

発達障害のある子を持つ保護者支援に係る取組検討の進捗報告

令和6年度に、「保護者支援に係る取組の検討会」を開催し、本市における保護者支援の取組の方向性について、継続的に検討を重ねてまいりました。このたび、令和8年度以降のペアレントメンター養成に向けて、検討すべき事項と対応の考え方について整理いたしましたので、ご報告いたします。

1 本市における保護者支援の取組イメージ

これまでの議論を踏まえ、本市では発達障害のある子を持つ保護者への支援の一環として、ペアレントメンターの養成を進める予定です。ペアレントメンターとは、発達障害のある子の子育て経験を持つ保護者が、同じ立場の保護者を支援する役割を担う人材です。養成にあたっては、地域訓練会や関係する保護者団体から推薦を受けた方などを対象に、横浜市が養成研修を通じて育成し、活動内容の周知を図ります。



2 検討すべき事項と対応の考え方

(1) 団体からの推薦の基準

横浜市在住で、発達障害の診断を受けた小学校高学年以上のお子さんの親であって、親の会からの推薦のある方

<検討会での主な意見>

- ・ペアレントメンターは手上げ式ではなく団体からの推薦や選別する基準が必要

【推薦基準の例】

所属先	要件	備考
地域訓練会や発達障害に関する親の会に所属をしている方	親の会所属年数が2年以上であること	親の会の代表からの「推薦書」によって推薦を受ける
上記のいずれにも該当しない方	発達障害のある子の保護者に対するピアサポート活動の実績が、2年以上あること	活動実績のわかる書類を提出のうえ、障害児福祉保健課に相談 ※推薦元については個別に調整が必要

(2) 養成研修のプログラム

ア 研修目的

発達障害のある子を育てる親が、同じ立場の保護者に寄り添い、経験を活かして支援を行う「ペアレントメンター」として活動できるよう、必要な知識と心構えを習得すること

イ プログラムのイメージ(案)

日程	内容
第1日目	発達障害と保健・福祉行政の理解/ペアレントメンターの役割と倫理/個人情報保護
第2日目	発達障害の子を育てる保護者の心理と支援ニーズ/支援者の心構え/ピアカウンセリングとエンパワメント/修了証授与

(3) ペアレントメンターの活動内容

ア 活動の概要

養成研修を修了したペアレントメンターの活動は、当面の間は、障害児福祉保健課がコーディネートを担います。活動の初期段階では、複数のメンターが地域の集団支援の場に参加し、支援を開始します。

イ 主な活動内容のイメージ

既存団体のグループ活動	地域訓練会や発達障害に関する親の会が主催する、座談会や茶話会に先輩保護者やファシリテーターとして参加
地域自立支援協議会主催の保護者向けイベント	地域で開催される発達障害のある保護者を対象とするイベントへの参加・協力
その他(福祉保健センターや地域活動ホーム主催の研修など)	区福祉保健センターや地域活動ホームが企画する保護者支援に関する研修等への参加・協力

(4) ピアサポート活動の考え方

地域訓練会や関係する保護者団体が実施する活動をピアサポート活動としてパマトコや横浜市 HP 等を通じて周知、啓発をします。

【周知のイメージ】

- ・横浜市 HP に、ピアサポート活動の一覧として掲載
- ・横浜市子育てアプリ「パマトコ」からのプッシュ通知
- ・関係機関へのちらしの周知協力依頼(地域子育て支援拠点、地域活動ホーム、地域ケアプラザ、地域療育センター等)

3 今後のスケジュール

<令和7年度> 12月 研修プログラムに関する検討会の実施

2月 研修プログラムの確定

<令和8年度> 5月 ペアレントメンター養成研修に向けた準備(講師・会場の調整等)

7月 養成研修の案内開始

8月 養成研修実施

10月 ペアレントメンター支援活動開始

4 その他(参考)

(1) 川崎市の取組状況

取組内容	自閉症・発達障害またはその可能性がある子どもをもつ保護者の方が、子育ての悩みなどについてペアレントメンターへ相談できる茶話会(メンターカフェ)を開催
対象	おむね小学3年生までの自閉症・発達障害またはその可能性のあるお子様の保護者の方
定員	5名
参加費	無料
実施形態	委託

(2) 「保護者支援に係る取組の検討会」における用語の定義

【ペアレントメンター】
発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談活動を行う（家族向けグループ相談会や家族の茶話会など）
【ピアサポート活動】
(発達)障害のある子をもつ保護者が主体となる団体が実施する活動のうち、保護者同士や親子の交流、情報交換、相談等に関する取組

(3) 障害者プランにおける指標

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントメンターの人数	検討	実施	実施
ピアサポート活動への参加人数	検討	実施	実施
ペアレントトレーニング実施者養成研修 (事業所数/年)	30 か所	30 か所	30 か所
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数・受講者数	実施者数:30 か所、受講者数:450 人	実施者数:30 か所、受講者数:450 人	実施者数:30 か所、受講者数:450 人

(4) 家族支援研修(ペアレントトレーニング実施者養成研修)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日時	令和6年2月15日	令和7年1月29日	基礎編:令和7年11月26日(予定) 応用編:令和7年12月10日(予定)
内容	実践から学ぶ家族支援 ～ペアレント トレーニング入門～	実践に活かす家族支援 ～効果的なサポートと コミュニケーションのために～	基礎編:実践に活かす家族支援 応用編:入門、ペアレントトレーニング(予定)
受講者数	44 事業所 (52 人)	34 事業所 (35 人)	各回 50 事業所(予定)

地域療育センターにおける事業の実施について

1 地域療育センター事業推進連絡会議について

本年8月より「地域療育センター事業推進連絡会議」を開始しました。

地域療育センターは、これまで初期支援の充実など、課題への対応策を進めてきましたが、社会状況の変化のスピードは加速しており、求められる役割も刻々と変化し、更なる見直しが必要となっているためです。については、今後5年間（令和8～12年度）に取り組むべき事項を整理するとともに、令和9年度以降予算への反映等を目的として、新たに検討を行っております。

(1) 主たる検討テーマ

- ア 地域の関係機関との連携の強化（アウトリーチ等）
- イ 学齢期の支援の充実

(2) 委員

地域療育センター：センター長、通園部門、相談・地域サービス部門ご担当者、法人ご担当者 等
横浜市：こども青少年局、教育委員会事務局（オブザーバー）

(3) スケジュール

令和7年度中に全6回の会議開催を予定しています。検討結果につきましては、次回令和8年2月の発達障害検討委員会においてご報告させていただく予定です。

2 初期支援「ひろば事業」の実施について

診察前であってもサービス利用を開始できるよう、初期支援を行っています。令和6年度からすべての地域療育センターで相談場所が開設され、ひろば事業・専門職による相談を実施しています。

(1) ひろば事業の利用児童数（経年）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	2,551人	4,455人	10,362人
実施センター数	1センター	3センター	9センター

(2) 令和7年度アンケート結果について

例年同様、令和7年7月にひろば利用者を対象にアンケートを行い、467名から回答を得ました。

ア 満足度… 子どもにとって（満足、どちらかと言えば満足）：96.2%

保護者にとって（満足、どちらかと言えば満足）：97.2%

イ 感想（抜粋）…

- ・療育センターに行くまでの間、何かできることはないかと不安だったので、こういった場があることに救われました。
- ・普段気付けない子どもの長所なども知ることができ、気持ちが楽になりました。
- ・親も日々の不安や困り事の対応について相談でき、子どものために正しいと思える育児を続けることに繋がっていると思います。このような場所や時間がもっと増えればと思います。
- ・他の保護者の方の意見や体験談などを聞くことができて、自分の不安を軽減することができました。
- ・かかわり方のコツがわかりました。
- ・子どもの性格など短い時間でしっかり見てくださっていると感じて安心したのと、アドバイスやお話をたくさんいただけたので、家ではもちろん、園にもお話ししてみて、実践していきたいと思いました。

3 巡回訪問について

障害のある児童が通う保育所、幼稚園、小学校等に対し、児童の特性に合わせた適切な支援方法の助言を行っています。保育所等職員の発達障害への理解を深めるとともに、支援の質を高めることにつなげます。

(1) 巡回訪問の実施回数【のべ】(経年)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問回数	2,092回	2,496回	2,379回

(2) 巡回訪問を実施した施設数【各センター実数合算※】(令和6年度)

種別	保育所	幼稚園	認定こども園	小学校	特別支援学校	訓練会	その他	計
施設数※	809	228	47	176	12	16	47	1,335

※各センターにおいて担当区外への巡回訪問も実施しているため、一部重複計上を含みます。

【参考】市内保育所数:1,207／幼稚園: 233／認定こども園:55／市立小学校:336(令和6年度統計)

(3) 令和6年度アンケート結果について(抜粋)

巡回訪問先機関を対象に、令和6年11月から令和7年2月までアンケートを実施し、104施設から回答を得ました。(※前回令和7年2月5日の委員会において、途中経過をご報告した内容の確定版)

巡回訪問の利用回数(アンケート回答時点)	実数	構成比(%)
初めて利用する	2	1.9
以前にも利用したことがある	102	98.1

巡回訪問の利用回数(年間)	実数	構成比(%)
年に1回	34	32.7
年に2回	62	59.6
年に3回	1	1.0
年に4回	2	1.9
その他	5	4.8

巡回訪問を利用した理由 ※複数回答可	実数	構成比(%)
発達が気になる子の対応が知りたい	102	33.9
発達が気になる子の保護者の対応が知りたい	58	19.3
発達が気になる子のいる集団(クラス等)の運営方法、ルール作り	82	27.2
教室の環境設定	33	11.0
注目の集め方や声掛けの仕方	19	6.3
発達障害の基本的知識の取得	7	2.3

巡回訪問を利用した感想	実数	構成比(%)
とても役立った	86	82.7
役立った	18	17.3
あまり役立たなかった	0	0.0
役立たなかった	0	0.0

巡回訪問の利用後、どのような効果があったか ※複数回答可	実数	構成比(%)
子どもの理解に役立った	82	26.4
個別の状況に応じた具体的なアドバイスを得ることができた	100	32.2
保護者への対応方法についてアドバイスを得ることができた	62	19.9
クラス運営について適切な助言を受けられた	48	15.4
園の中で協力体制が作れるようになった	8	2.6
発達障害について基本的な知識を得ることができた	11	3.5

学齢後期障害児支援事業の実施について

I 関係機関への周知及び連携について

(1) チラシの作成及び周知 別紙I

学校等関係機関向け及び保護者向けチラシを作成しました。

チラシは、SSW夏期研修及び区役所こども家庭支援課担当者会議等で周知し、今後各機関における配布を予定しています。

(2) SSW夏期研修での事業所説明

市内の全スクールソーシャルワーカーが参加する研修において、全4事業所が登壇し、各事業所について発表しました。全4事業所それぞれの特色や連携機関、好事例等について説明するとともに、各事業所における見学受入についての案内等を行いました。

2 令和6年度 関係機関との連絡調整状況について

4事業所における個別ケースへの支援にかかる関係機関との連絡調整件数(相談対応・カンファレンス)

対象機関	4事業所計
教育(学校など)	671
福祉(行政)	403
福祉(その他福祉サービス)	412
地域療育センター	171
その他(医療機関など)	201
合計	1,858

※別途、関係機関との連携のための会議(各種協議会参加)等も隨時実施

【内容】

- ・関係機関職員を対象としたコンサルテーション
- ケース会議
- ・具体的なケースを共有する連絡調整
- (インターク前の関係機関との調整を含む) 等

3 4事業所との意見交換会開催状況について

(1) 令和7年度第1回意見交換会:令和7年6月24日開催(第2回:令和7年9月30日開催予定)

(2) 第1回の主な検討内容

ア SSWとの連携

- ・見学希望への各施設対応状況整理
- ・SSW夏季研修(上記1(2))における周知、チラシ内容の調整

イ 18歳以降のつなぎの状況(意見の抜粋)

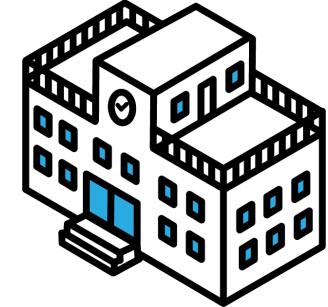
- ・大学進学したケースは、学生相談室につないでいる。障害がはっきりしている人は、基幹相談支援センターや発達障害者支援センター等につないでいるが、その後も再度相談を受けることもある。
- ・発達障害者支援センターとは、二次相談の形でも関わっており、カンファレンス等を行っている。

ウ 医療との連携(意見の抜粋)

- ・地域の医療とのネットワークづくりを行っている。
- ・事業所では相談をしっかり担うとともに、地域の医療機関での診療・検査という選択肢を案内することも検討したいと考えている。

横浜市学齢後期障害児支援事業

～学校等関係機関のみなさまへのご案内～



事業の概要

横浜市内にお住まいの、発達障害のある、又はその疑いのある中学生・高校生年代の方及び保護者より、「家族や友達のこと」「学校での生活のこと」「卒業後の進路や生活」などの困りごとに関するご相談を伺っています。

相談ができる方

横浜市内にお住まいの、発達障害のある、又はその疑いのある中学生・高校生とその家族（ご家族のみの相談も可能）

※本人・保護者からのご相談を通じて、学校等関係機関のみなさまと連携させていただいております。

（相談につなげる際に気になる点等ありましたら、事前に各機関にご相談ください）

※学校へのコンサルテーション等は実施していません。

相談の流れ

①ご本人もしくは保護者から、電話やFAXで相談をします。

※申込（予約）には、保護者の方からの連絡が必要です。



②ご本人もしくは保護者に来所していただき、相談内容をお伺いします。



③相談員が、相談内容に応じて必要な支援を行います。

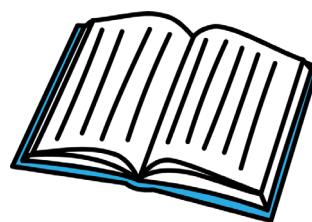
学校との連携が必要な場合に、
相談員が学校に伺う場合があります。

※医療型事業所は、必要に応じて、医師による診察につなげる場合があります。（福祉型事業所においても、病院との連携を行うことがあります。）

型	機関名称	所在地等	連絡先	最寄駅	開所日時
医療型	小児療育相談センター	〒221-0822 神奈川区西神奈川1-9-1	TEL : 321-1721 FAX : 321-3037	JR東神奈川駅 東急東白楽駅 京急東神奈川駅	月～金 (祝日を除く) 8:45～17:15
医療型	横浜市総合リハビリテーションセンター	〒222-0035 港北区鳥山町1770	TEL : 473-0666 FAX : 473-0956	JR・市営地下鉄・ 相鉄・東急 新横浜駅	月～金 (祝日を除く) 8:45～17:15
福祉型	横浜市学齢後期発達相談室 くらす	〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおか オフィススター5階	TEL : 349-4531 FAX : 349-4536	京急・市営地下鉄 上大岡駅	火～土 (祝日を除く) 9:00～17:30
医療型	横浜市学齢後期発達相談室 みなと	〒221-0822 神奈川区西神奈川1-9-2 グレース竹和壱番館301	TEL : 755-7807 FAX : 321-3037	JR東神奈川駅 東急東白楽駅 京急東神奈川駅	月～金 (祝日を除く) 8:45～17:15

連携事例（中学生）

～事例1～



「相談室」…横浜市学齢後期障害児
支援事業機関を指します

教員とのやり取りで、本人は「叱られた」と感じ、登校渋りがみられた。保護者の要望もあり、本人が診察や相談で話していた気持ちを、相談室から学校へ伝えた。本人がコミュニケーションをとれたと実感できる支援方法について、学校と一緒に検討する方向となった。今後、継続して連携しながら支援していく予定。

～事例2～

保護者を通して中学校の専任の先生から相談室に相談あり。中学校入学時に保護者から「読み書きの障害がある」と聞いていたが、特に具体的な支援の希望は挙がらなかった。中学校入学後、課題を提出しない・授業に集中できないなどの様子がみられ、夏休み明けからは欠席が増えた。本人・保護者から「勉強についていけず辛い」との話が出たという。相談室の評価結果をもとにテスト時間の延長やITの活用など、具体的な合理的配慮の方法を共有した結果、得意な教科に対する意欲が見られるようになった。

～事例3～

中学校の担当教諭より「相談室利用者の希死念慮が強い」と連絡があり、再診を早めて受診につないだ。その後、養護教諭より登校支援について相談があった。相談員から学校に、本人の安心安全を最優先にして、登校しても休める場が必要と提案し、連絡を取りながら支援した。今後も連携していくことを確認した。

～事例4～

緘默の中学生3年生。緘默のため発達検査がとれず、知的レベルが不明なまま。保護者としては、本人からの意思表示が全くないので高校進学しないという判断をしていた。本人は、学校担任やSSWには進学の希望や学校の要望もあり、SWと心理士とで学校訪問を2回実施。学校での本人の様子を評価し、主治医と共有し、本人の見立てを行った。医療受診の中で、本人の発達特性や特性によって、意思表示が非常に困難であることを保護者に伝え続けた。SSWが診療に同席して、本人の見立てを保護者と共有した。最終的に保護者も本人の進路希望を尊重する方向で話が進み、学校と密に連携し、本人が希望する進路選択を後押ししてきた。

連携事例（主に高校生）

～事例1～



保護者を通して、高校の進路指導の先生から相談室に対し「学習不振とコミュニケーションの苦手さがある。感情コントロールが苦手でクラスメイトや先生とぶつかる場面も増えた」ため、本人への対応や卒業後の進路指導について相談希望あり。先生方が相談室に来所し、本人の特性や対応、環境調整を共有した。先生は本人が反抗的と受け取ったが、意図理解の弱さや自己主張の不器用さが背景にあるとの理解が深まり、本人も先生を信頼して相談するようになった。進路は障害支援の概要を情報提供し、進路指導の参考にしていただいた。

～事例2～

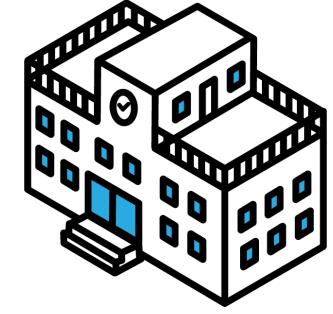
相談室での利用者との面談時の様子や、やり取りの中から、その方の得手不得手などを見立てる状況を学級担任や通級担当の先生方にお伝えし、学校での支援に活かしていただくようにした。また、利用者それぞれの課題や困り感についての工夫を考え、学校での教材管理の仕方や、ロッカーの使い方など具体的な対応について、学校訪問時や電話連絡時に先生方と共有し、実際の学校生活に活かせるような連携ができた。

～事例3～

高校2年生。不登校を主訴に相談につながる。保護者は進路への心配から再登校を希望していたが、本人は外出や人と会うことへの不安が強く、不眠や食欲不振の訴えがあった。当相談室と職員に慣れてきていたので、こちらでの医師による医療相談を利用、本人から服薬希望があり、医師も同様の見立てだったので、連携先の地域医療機関につないだ。本人が初めての場所での緊張があること、保護者が外国の方で日本語のやり取りに不自由さがあることから、初診時は相談員が同行した。その後、本人は通院と当相談室での相談を継続している。

横浜市学齢後期障害児支援事業

～ご利用を希望される方へのご案内～



事業の概要

横浜市内にお住まいの、発達障害のある中学生・高校生年代の方及び保護者のみなさまより、「家族や友達のこと」「学校での生活のこと」「卒業後の進路や就職」などの困りごとに関するご相談を伺っています。

相談ができる方

横浜市内にお住まいの、発達障害のある中学生・高校生とその家族
(ご家族のみの相談も可能です)
※本人・保護者からのご相談を通じて、学校等関係機関と連携させて
いただいております。

相談の流れ

①ご本人もしくは保護者から、電話やFAXでご相談をしていただきます。

※申込(予約)には、保護者の方からの連絡が必要です。

↓

②ご本人もしくは保護者に来所していただき、相談内容をお伺いします。

↓

③相談員が、相談内容に応じて必要な支援を行います。

※医療型事業所は、必要に応じて、医師による診察につなげる場合があります。
(福祉型事業所においても、病院との連携を行うことがあります)

型	機関名称	所在地等	連絡先	最寄駅	開所日時
医療型	小児療育相談センター	〒221-0822 神奈川区西神奈川1-9-1	TEL: 321-1721 FAX: 321-3037	JR東神奈川駅 東急東白楽駅 京急東神奈川駅	月～金 (祝日を除く) 8:45～17:15
医療型	横浜市総合リハビリテーションセンター	〒222-0035 港北区鳥山町1770	TEL: 473-0666 FAX: 473-0956	JR・市営地下鉄・ 相鉄・東急 新横浜駅	月～金 (祝日を除く) 8:45～17:15
福祉型	横浜市学齢後期発達相談室 くらす	〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおか オフィスタワー5階	TEL: 349-4531 FAX: 349-4536	京急・市営地下鉄 上大岡駅	火～土 (祝日を除く) 9:00～17:30
医療型	横浜市学齢後期発達相談室 みなと	〒221-0822 神奈川区西神奈川1-9-2 グレース竹和壱番館301	TEL: 755-7807 FAX: 321-3037	JR東神奈川駅 東急東白楽駅 京急東神奈川駅	月～金 (祝日を除く) 8:45～17:15

発達障害検討委員会資料
令和7年9月29日
教育委員会事務局特別支援教育課

令和6年度 特別支援教育に関する取組みの状況について（報告）

1 横浜市特別支援教育推進指針の主な取組みに関する進捗（発達障害に関する取組を抜粋）

（1）特別支援教室実践推進校（指針P.17、20）

特別支援教室とは、児童生徒が在籍する学級を離れて学習等をするためのスペースです。

横浜市では、特別支援教室を全校設置とし、校内体制の工夫により運営しています。

また、各学校において特別支援教室の活用を推進し、重点的に実践する学校を「特別支援教室実践推進校」として選定しています。特別支援教室実践推進校には、非常勤講師を配置し、特別支援教室のさらなる活用を推進しています。

《現状等》

特別支援教室実践推進校は、平成29年度に8校から開始し、徐々に拡充を続け、令和7年度は120校まで拡大しました。引き続き、拡充を目指していきます。

【参考：特別支援教室実践推進校数の推移】

R 4	R 5	R 6	R 7
36校	52校	102校	120校

（2）校内通級モデルの実施について（指針P.20）

横浜市における通級指導は「通級指導教室」が設置された学校に通って通級を受ける「他校通級」が主たる実施方法です。

今回の校内通級モデルでは、通級指導教室が設置された学校に通うのではなく、普段通学する学校内で通級指導が受けられること（自校通級）を目指して検討を進めました。

《現状等》

令和7年4月より、「平沼小学校」「みなとみらい本町小学校」の2校でモデルを開始しました。平沼小学校に通級指導のための教員を2名配置し、両校を巡回する形で校内での通級指導を行っていきます。

(3) 小・中学校における通級指導教室の新設（指針 P. 22、24）

通級指導教室を利用する児童生徒は増加傾向にあり、平成 27 年度から令和 6 年度の 10 年間で約 1.4 倍に増加しています。（H27 年度：2,093 人、R 6 年度：2,909 人）

増加するニーズに対応するため、通級指導教室を新設する学校を決定しました（小学校 1 校、中学校 1 校※）。

【参考：通級指導教室を新設する学校等】

ア 通級指導教室を新設する学校：南神大寺小学校（神奈川区）、松本中学校（神奈川区）

イ 新設する通級の障害種：情緒障害（情緒、LD・ADHD）通級指導教室

※令和 7 年度に教室改修等を実施し、実際の指導開始は令和 8 年 4 月以降となる予定

(4) 特別支援教育に関する研修の充実に向けた取組み（指針 P. 34）

特別な支援や配慮が必要な児童生徒への支援に関する教職員の専門性の向上を目指して、特別支援教育に関する研修の充実を図っており、引き続き取り組んで行きます。

【参考：主な取組み】

- ・毎年年 1 回以上の特別支援教育に関する研修を、全校長向けに実施
- ・毎年年 1 回以上の特別支援教育に関する学校内の研修実施を必須としており、全教員が特別支援教育に関する研修を受講
- ・令和 6 年度から、第 1 ステージ（1～3 年目）の教員の法定研修である初任者研修の内容として特別支援教育に関する内容を盛り込むとともに、第 2 ステージ（概ね 4～7 年目）、第 3 ステージ（概ね 8～15 年目）の教員に対しても、各キャリアに応じた特別支援教育に関する研修受講を必須化
- ・毎年度、特別支援教育に関する校内支援体制の構築や特別支援教育の推進役になり得る人材の育成を目的に、特別支援教育コーディネーター養成研修を実施

2 「すべての児童生徒が安心して学校生活を送るためのガイドライン（以下、ガイドライン）」の策定について

人は誰でも心が落ち着かなくなったり、不安になったりすることがあり、また、様々なきっかけや原因によって、大きな不安や恐怖を感じることもあります。学校生活において、児童生徒がそのような状況になった際、教職員は、安全を確保しつつ、児童生徒の気持ちや状況に寄り添いながら支援することが必要となります。

そこで、すべての児童生徒が安心して、充実した学校生活を送れるよう、校内体制を整えながら教職員が適切に支援を行うための、横浜市としての考え方を明確に示すことを目的として、ガイドライン策定に向けた検討を進めました。

《現状等》

令和 7 年 4 月に策定が完了し、5 月には市立学校の全校長向けの研修を実施するなど、ガイドラインの活用を図っており、引き続き取り組んでいきます。

【参考：ガイドラインの主な構成】

- ・児童生徒の理解のための視点
- ・ユニバーサルデザインの視点の取り入れ方
- ・クールダウンに関する場所や方法の一例の提示

3 個別支援学級へのコンサルテーション事業について

個別支援学級では、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった支援が求められています。また、個別支援学級で学ぶ児童生徒数は年々増加している中、児童生徒の障害等の状況も多岐に渡り、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が求められています。

そこで、日ごろから学齢期の子どもの発達支援を行う民間事業者に委託し、個別支援学級の教員へコンサルテーションを行う事業を新たに開始します。

《現状等》

令和7年7月に事業者との契約を行い、市内の小・中学校計8校に対してコンサルテーションをモデル的に開始しました。今後、効果の検証等を行っていきます。

【参考：受託事業者について】

- ・児童発達に関する専門性のある事業者
 - ・学校教育への知識・理解のある事業者
 - ・臨床心理士等の資格を有する相談員を派遣できる事業者
- ※上記の条件を満たした事業者が派遣した相談員により、障害特性等の把握・指導に関する問題点の整理・評価・対応策等の検討を実施

4 横浜市立高等学校（以下、市立高校）における「通級による指導」の実績報告について

（1）横浜総合高校（拠点校）での「自校通級」〔自閉症、情緒障害、学習障害、ADHD〕

- ・申請のあった生徒61名に対し、指導を実施
- ・通級担当専任の教員5名を配置
- ・教科指導教員が通級指導に当たれるよう、週18時間分非常勤講師を配置
- ・専用教室（個別指導室と職員室が併設）を使用し指導
- ・心理相談員を派遣し、希望者に心理検査（ウェクスラー式知能検査）を実施

（2）盲特別支援学校・ろう特別支援学校での「他校通級」〔弱視、難聴、言語障害〕

- ・申請のあった生徒1名を対象に、ろう特別支援学校での他校通級を実施

（3）市立高校を対象にした「巡回指導」〔自閉症、情緒障害、学習障害、ADHD〕

- ・拠点校の通級担当専任教員が、各校へ巡回して指導を実施
- ・申請のあった市内5校、計11名の生徒を対象に、指導を実施
- ・月1～2回程度、1回あたり1～2単位時間（50分～100分）の指導を主に放課後に実施

（4）教職員への研修等

- ・特別支援教育コーディネーター協議会での、担当者向け研修を7月に実施
- ・ろう特別支援学校教員による、教員対象研修会を実施（他校通級実施校にて7月に実施）

（5）通級による指導に関する相談体制

- ・拠点校によるセンター機能を活用した「通級による指導」への事前相談を実施

《現状等》 ※令和7年5月時点

- ・申請のあった生徒82名に対し、拠点校での自校通級による指導を実施
- ・申請のあった生徒2名を対象に、ろう特別支援学校での他校通級を実施
- ・申請のあった市内5校、計10名の生徒を対象に、巡回による通級指導を実施
- ・通級担当専任の教員6名を配置

令和7年9月29日
発達障害検討委員会
横浜市発達障害者支援センター

横浜市発達障害者支援センターの概況について

1 相談支援の概況

(1) 相談件数等について

相談件数は、新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで回復し、現在も増加傾向です。また同様に、機関コンサルテーション件数も増加傾向にあります。

【表1】相談支援件数（延件数）

R3	R4	R5	R6	R7(4-6月)
1,528	1,688	1,893	2,291	711

【表2】機関コンサルテーション件数（延件数）

R3	R4	R5	R6	R7(4-6月)
945	1,149	1,129	1,217	313

(2) 相談内容について

相談者の傾向として、診断がつかない、あるいは診断を希望しないものの、発達障害特性が見られ、日常生活や人間関係に困難を感じているケース、いわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる層の本人やその家族の相談が目立つようになってきています。

また、コンサルテーションを実施する機関も、障害福祉分野以外の支援機関にも広がっております、ひきこもり、就労、大学生活、退院後の生活支援等の多岐にわたっています。

一方で、強度行動障害、境界域、触法、重複障害等のケースも顕在化しています。

【表3】コンサルテーションを実施した機関（R6年度）

機関種別	実機関数	機関種別	実機関数
生活介護事業所	39	特別支援学校	1
相談支援事業所	22	大学・大学院	1
保健所・保健センター、福祉事務所	17	ひきこもり地域支援センター	1
基幹相談支援センター	14	就労移行支援事業所	1
共同生活援助事業所(グループホーム)	11	居宅介護事業所	1
障害者支援施設	8	児童相談所	1
就労継続支援事業所（A型、B型）	5	地域生活定着支援センター	1
医療機関	4	企業等	1
障害児入所施設	2	その他障害児者福祉サービス事業所	1
障害者就業・生活支援センター	2	上記の項目にない行政機関	4
地域活動支援センター	2	その他	4
合計			143

【表4】相談内容（R6年度）（延件数）

相談内容	件数
現在の生活に関することや、家庭で家族ができるなどを知りたい	217
診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい	126
今後の就労について相談したい	86
相談の対象となっている児（者）が発達障害かどうか知りたい	82
進路や将来の生活に関する相談をしたい	66
現在勤めている職場に関する相談をしたい	63
現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい	58
利用できる制度について知りたい（手帳、年金、手当、障害福祉サービスなど）	27
対応困難な状況の改善について相談したい（強度行動障害、ひきこもりなど）	17
その他	222

【表5】相談者の診断名

診断名	R5	R6
自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害	140	147
注意欠陥多動性障害（ADHD）	39	57
学習障害（LD）	2	3
発達性協調運動障害	0	0
上記以外の発達障害	—	9
発達障害に加え知的障害を伴う場合	—	7
その他	0	33
不明	123	158

※【表1～5】「厚生労働省：令和6年度発達障害者支援センター事業実施状況報告」をもとに集計

2 三機関連携からつながった事例

[事例1] 多機関によるアセスメントと情報共有の促進

区担当ケースワーカー、基幹相談支援センター、通所事業所と連携し、通所先での行動を確認した。その上で、視覚支援※や個別スケジュール提示などの環境調整を提案した。

⇒複数機関が連携して本人の状況を確認・評価し、支援方針の整理や環境調整につなげる取り組みが進展している。

※視覚支援：絵カードや行程表の視覚情報を用いた行動指示やコミュニケーションの円滑化のための支援

[事例2] 教育・就労機関との連携による移行支援

大学生と母の相談に同席し、大学内相談窓口の活用を提案するとともに、今後の支援方針を整理した。

⇒大学や就労支援機関との連携を提案し、ライフステージの移行期における支援が円滑に行われるようとした。

[事例 3] 日中活動の場の選定サポート

基幹相談支援センターと協働し、退院後の活動の場を本人と共に選択した。

⇒地域の機関と連携し、本人の特性や興味に応じた活動の場の選択を支援した。

[事例 4] 支援フェーズに応じた連携内容の明確化

離職後、ひきこもり状態になっている方に対し、区医療ソーシャルワーカーおよび家族との面談に同席し、状態像の共有と支援体制の再構築を支援した。

⇒支援フェーズごとの役割分担やより効果的な連携方法について検討されるようになった。

[事例 5] 多職種連携による対応

福祉・医療・教育関係者とのカンファレンスを実施し、在宅で生活する方の支援体制を構築した。

⇒自傷行為や他害行為などの課題を抱える事例に対して、複数の支援機関が連携し、支援体制の構築に取り組んでいる。

3 支援人材の広がりに合わせた研修の実施

地域の相談窓口で発達障害のある方（疑いを含む）の一次相談を受け止め、必要な支援等につながる体制をつくることを目指し、発達障害に係る学びの機会の一つとして、平成 25 年度から「発達障害者相談基礎研修」を、平成 26 年度から「発達障害者相談応用研修」を開催してきました。

研修開始当初と比較し、発達障害に関する研修機会が充実してきたことや各相談機関の発達障害に関する知識が広がってきたことなどから、より実践的かつ現在の課題に即したテーマへの関心が高まっています。また、相談支援の連携先が障害福祉分野以外にも広がっているため、具体的なテーマを設定するとともに、若年者支援、依存症支援、生活困窮者支援、大学における学生支援、障害者の雇用・就労支援など、対人援助に関わる幅広い職種の方々にも研修を周知し、啓発活動を行っています。（別紙 2～4 参照）

【参考】研修開始当初の概要

	基礎研修（平成 25 年～）	応用研修（平成 26 年～）
対象	支援初任者、新任職員等	基礎研修修了者
対象機関	区福祉保健センター職員、基幹相談支援センター相談員、生活支援センター相談員、指定特定相談事業所で計画相談支援に携わる相談員、障害者自立生活アシスタント 等	
内容	<ul style="list-style-type: none">・発達障害の特性理解・相談スキルの習得・医療ニーズの把握・生活上の課題への対応・就労・生活面の社会資源の活用	<ul style="list-style-type: none">・発達障害の見立て・発達障害のある人への相談支援・アセスメント手法・機関連携・地域連携の実践

おとなの発達障がい 相談研修

—相談でつながる、支える、学びあう—

日程

2025.8/28(木)
13:00-17:30

方法

Zoomを利用した
ONLINE

Program (予定) ※時間は目安です

13:00-13:50

「おとなの発達障がいの人たちへの相談支援」
発達障害者支援センター相談員

(休憩5分)

13:55-15:25

「医療の視点から見たおとなの発達障がい」
高木一江 氏 (横浜ハビリテーションクリニック 小児神経・児童精神科医)

(休憩5分)

15:30-17:00

「おとなの発達障がいピアサポートのこれから」
金子磨矢子 氏 (Neccoカフェ代表)

(休憩5分)

17:05-17:30

座談会：当事者と協働するためにできること



2025年度

おとなの発達障がい相談研修

—相談でつながる、支える、学びあう—

日時

2025.8/28(木) 13:00-17:30

方法

Zoomを利用したONLINE

*アーカイブ配信はありません。

申込方法



↑
申し込みQRコード

本研修にご参加希望の方は、以下よりお申し込みください。
横浜市内で発達障害の支援に携わる方々のご参加をお待ちしています。

【申し込みフォーム】

<https://forms.gle/tLGXhMa54cuhybrt6>

◆申込み締切：2025年8月21日(木)

※定員100名に達し次第、申し込みを締め切らせて頂きます。

◆Zoom URLを8月25日までに送付を予定しています。

※期日を過ぎてもURLが届かない場合はお手数ですが、お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

Googleフォームでのお申し込みが難しい方は、下記の必要事項をご記入の上、メールで横浜市発達障害者支援センターまでお送りください。

seminar@yamabikonosato.or.jp

- ・必要事項：①氏名(フリガナ)②ご所属先③職種④現在の部署における経験年数⑥勤務先住所
⑦電話番号⑧メールアドレス⑨本研修に期待すること
- ・お申し込みの際は、上記全ての項目に記入漏れのないようお願いいたします。
- ・複数名まとめてのお申し込みはご遠慮ください。
- ・取得した個人情報は本研修以外には使用いたしません。



●本研修についてのお問い合わせ



TEL:045-334-8611 横浜市発達障害者支援センター
(事務局:柴田、目黒、今井)

CRAFT(コミュニティ強化と家族トレーニング) をベースにした 家族支援



講師



山本 彩

札幌学院大学心理学部教授

北海道大学大学院博士課程修了(博士(教育学)).
公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士.元札幌市自閉症・
発達障がい支援センターおがる所長.
主な著訳書に、『CRAFTひきこもりの家族支援ワークブック
[改訂第二版] - 共に生きるために家族ができること』(金剛
出版,分担執筆)、『CRAFT 物質依存がある人の家族への臨床
モジュール』(金剛出版,監訳)、など

CRAFT(コミュニティ強化と家族トレーニング) とは

アルコールや薬物などの依存症に悩む本人への直接介入ではなく、その家族や
パートナーに焦点を当てた行動理論をベースとした支援技法です。本人が治療や
支援を拒否している場合でも、ファーストクライエントである家族をサポートし、ポ
ジティブな行動変化を促すことを目的としています。日本ではひきこもり支援や発
達障害支援の分野にも応用されています。

2025.10/15
15:30-17:00

開催方法 Zoomを使ったオンライン配信

参加費 1,000円

対象者 横浜市内在住または在勤で発達障害
の支援に携わる対人援助職の方
・定員50名

申込方法 以下のQRコードより行なってください。
完了後に、振込口座を個別にご連絡します。
申し込み締め切りは2025年10月8日

申し込みQRコード>>



問い合わせ 横浜市発達障害者支援センター
TEL:045-334-8611

2025 発達障害者相談応用研修

「女性」

の発達障がいを考える

—見えにくい特性と見えにくくする社会をめぐって

講師

砂川 芽吹氏

MEBUKI SUNAGAWA

お茶の水女子大学 生活科学部 心理学科 准教授

2025.

12/2
15:30-17:00



申し込み
はコチラ
▽▽

Zoomを使ったオンライン配信

● 対象者

横浜市内在住または在勤で発達障害の支援に携わる対人援助職の方

● 定員
50名

● 申込方法

上のQRコードより行ってください。
完了後に、振込口座を個別にご連絡します。
(締め切り：2025年11月26日)

● 参加費 1,000円

● 問い合わせ

横浜市発達障害者支援センター TEL : 045-334-8611

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA令和 7 年 3 月 24 日
こども青少年局障害児福祉保健課
相鉄グループ

「世界自閉症啓発デー」は、世界各国で自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めることを目的に、平成19年12月に国連が制定しました。

日本では、厚生労働省が「発達障害啓発週間」を定め、自閉症をはじめとする発達障害について普及啓発を実施しています。横浜市でもこの取組を推進するため、市内観光スポットのライトアップや図書館でのパネル展などの関連イベントを実施します。

取組Ⅰ LIGHT IT UP BLUE 2025 — 横浜を青く照らす —

「癒し・希望・平穏」を表し、世界自閉症啓発デーのシンボルカラーである、ブルーの光で市内の観光スポットなどをライトアップします。

今年は新たに「横浜美術館」が加わります。

【日時】 令和7年4月2日（水）～8日（火） ※会場ごとに点灯時間は異なります。

- 【場所】**
- 女神橋（西区みなとみらい1-1）
 - よこはまコスモワールド（中区新港2-8-1）
大観覧車「コスモクロック21」
 - 横浜ハンマーヘッド（中区新港2-14-1）※4月5日を除く
 - 象の鼻パーク（中区海岸通1）
 - 神奈川県庁本庁舎（中区日本大通1）
 - 横浜市庁舎（中区本町6-50-10）
 - 横浜マリンタワー（中区山下町14-1）※4月2日のみ
 - 日産スタジアム（港北区小机町3300）※4月2日のみ
 - 横浜スタジアム（中区横浜公園）
 - 横浜開港記念会館（中区本町1丁目6-6）
 - 横浜美術館（西区みなとみらい3-4-1）



裏面あり

取組2 相鉄グループとの連携による取組（相鉄ホールディングス株式会社×横浜市建築局住宅再生課）

横浜市は、相鉄ホールディングス株式会社と締結した包括連携協定に基づき、「相鉄いずみ野線沿線『次代のまちづくり(FutureCityProject=FCP)』」を推進しています。『次代のまちづくり』における「豊かな学びと子育てができるまち」のテーマのもと、相鉄グループ様のご協力により、自閉症啓発デーに関連した以下の取組が実施されます。

● クワイエットアワー（※）の実施

4月2日～8日の期間中、通路照明や店内照明の減灯を実施します。

【実施場所】・ゆめが丘ソラトス（泉区ゆめが丘31）…通路照明の減灯、一部店舗での店内照明の減灯
BGMの減音

※クワイエットアワーとは？

店内のBGMや放送のカット、照明の減灯等により、
感覚過敏の方に配慮した環境を整備すること

● 啓発ポスターの掲示

4月2日～8日の期間中、以下の場所で啓発ポスター（内容は取組6参照）を掲示します。

【掲示場所】・相鉄線 駅構内

- ・そうてつローゼン（相鉄いずみ野線沿線店舗）
- ・ゆめが丘ソラトス（泉区ゆめが丘31）



取組3 横浜美術館 ソーシャルストーリーの公開（3月31日公開予定）

横浜美術館では、新たに「ソーシャルストーリー」を公開します
(3月31日公開予定)。

ソーシャルストーリーとは、おもに発達障害の方が自分の意志で行動ができるようにサポートする社会学習ツールです。美術館を楽しみながら過ごすことができるよう、わかりやすい文章、絵や写真を用いて、入館前から退館までの流れをストーリー形式でご案内しています。建物の内外の様子を事前に知ることで、見通しを持って、安心して過ごすことができます。

ソーシャルストーリーは、横浜美術館ウェブサイトでご覧いただけます。
※横浜美術館 URL <https://yokohama.art.museum/>

ソーシャルストーリー
Social Story

ここはよびじゅつかん
横浜美術館



取組4 ブルーフラッグの展示（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 × 一般社団法人横浜市自閉症協会）

市内4か所の地域療育センター※と横浜市総合リハビリテーションセンターに通う子どもたちが、シンボルカラーである青色の画用紙を使って作成した、素敵なブルーフラッグを各会場で展示します。個性あふれる作品をぜひ会場でご覧ください。<協力>トレッサ横浜、西武東戸塚S.C.

※地域療育センター：0歳から小学校期までの障害児の療育に関する相談・診療・指導等を行う施設

【日時・会場】※作品展示は各施設の営業時間内

- 令和7年3月27日（木）正午から4月4日（金）17時まで
西武東戸塚S.C. 7階ファーストブリッジ
(戸塚区品濃町537-1)
- 令和7年3月29日（土）～4月8日（火）
トレッサ横浜 南棟3階（港北区師岡町700）
- 令和7年4月2日（水）正午から4月7日（月）正午まで
横浜市役所 1階 展示スペースA
(中区本町6-50-10)



取組5 市立図書館パネル展 — みんなで知ろう発達障害 —

市内の図書館において通常は分野ごとに配架している発達障害に関する書籍の中から、ご紹介したい本を集めて展示・貸出を行います。発達障害の理解に役立つパネル展示もあわせて、ご覧ください。

【日時・会場】

●中央図書館 4階エレベーター前

令和7年4月1日（火）～4月20日（日）

●鶴見図書館

令和7年4月2日（水）～4月8日（火）

●神奈川図書館

令和7年4月1日（火）～4月14日（月）

●中図書館

令和7年4月1日（火）～4月20日（日）

●港北図書館

令和7年4月1日（火）～4月20日（日）

●山内図書館

令和7年4月1日（火）～4月20日（日）

●戸塚図書館

令和7年4月2日（水）～4月15日（火）

●泉図書館

令和7年4月2日（水）～4月14日（月）



取組6 自閉症啓発ポスターの制作 -「ビックリしないで！ 知ろう わかろう！自閉症の特性」-

一般社団法人横浜市自閉症協会との協働により、自閉症の理解啓発を目的としたポスターを新たに制作しました。

「“自閉症”についてもっと知ってほしい」という自閉症協会の皆様の思いをテーマに、自閉症の特性を日常の様々な場面を通じて、わかりやすくお伝えする内容になっています。

制作したポスターは、市立図書館パネル展での展示をはじめとした、市内施設での掲出などを通し、自閉症への市民の皆様の理解を広めます。



（参考）世界自閉症啓発デーをきっかけに、自閉症や発達障害の理解をもっと深めませんか？

横浜市では、一般社団法人横浜市自閉症協会と学校法人岩崎学園との協働により、自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作しています。

動画及びその他のイベント情報も、横浜市ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

世界自閉症啓発デーin 横浜



本事業は、横浜市（健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局）と一般社団法人横浜市自閉症協会※との共催で実施します。
※ 一般社団法人横浜市自閉症協会は、横浜で暮らす自閉スペクトラム症児・者とその家族や支援者等で構成される団体で、
自閉症に関する勉強会や相談会、広報啓発活動を行っています。

お問合せ先

【取組1・5・6に関すること】

こども青少年局障害児福祉保健課 高島 友子 Tel 045-671-4277 FAX 045-663-2304

【取組2に関すること】

相鉄お客様センター Tel 045-319-2111

【取組3に関すること】

横浜美術館（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団）

経営管理グループ 担当グループ長 熊谷 敬子 Tel 045-221-0368

【取組4に関すること】

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜ラポール文化事業課長 和田 剛 Tel 045-475-2055



令和7年9月29日
発達障害検討委員会
こども青少年局地域子育て支援課

5歳児健診の実施に向けた検討について

国が示す5歳児健診の方向性



■ 5歳児健診を実施する必要性

- 健診を通じて、軽度の発達障害等による生活上の困り感を養育者と共有し、就学時の集団生活などで困難感を抱えないよう、就学前の準備を考えるきっかけづくりとするため。
- 学童期及び思春期の健康増進に向けた生活習慣等を見直すことができるようとするため。
(例) 運動習慣の確保、必要な睡眠時間の確保、適切な食習慣の習得など
- 受診後は、学校等の地域リソースを活用し、学校生活に必要なスキル習得の支援を行う体制を整備することで、養育者の不安感を受け止めた相談支援ができるようとするため。

■ 5歳児健診の内容

- 対象者は、4歳6か月から5歳6か月となる幼児（全数）
- 区福祉保健センターで実施する「集団健康診査方式」
- 国が定めた「問診票（46項目）」と「診察票（19項目）」に基づき実施
- 健診受診後の支援を実施するための保健、医療、福祉、教育の各分野が連携したフォローアップ体制の整備

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ(案)

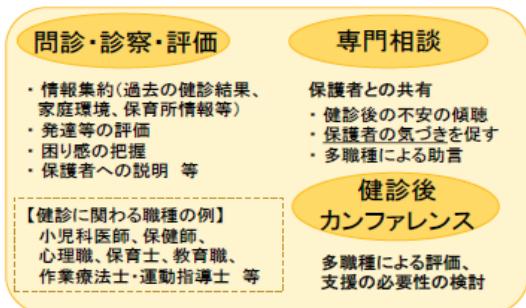
令和5年11月
第2回こども家庭審議会成育医療等分科会資料

OPEN X PIONEER

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、5歳児健診の標準化・体制整備が必要。(4~6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して早期介入を実施することで、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性が指摘されており、5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要。

5歳児健診



地域のフォローアップ体制



地域のフォローアップ体制に係る課題

- 医療のキャパシティ強化 ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- 福祉との連携強化 ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- 教育との連携強化 ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

5歳児健診検討プロジェクト会議

乳幼児健診等協議会(既存)

全体会

- 健診体制・事後支援のあり方
(医師の診察～健診後カンファレンス、事後支援の内容および体制、関係連携について)

横浜市医師会 横浜市歯科医師会 地域療育センター 小児科専門医 保育関係 教育関係
区こども家庭支援課長

分科会1

- 医師の診察(問診票・診察票の内容)
- 保護者への結果説明、相談機関の案内
- 多職種による健診後カンファレンス

横浜市医師会 地域療育センター 保育関係
行政医師 区こども家庭支援課係長

分科会2

- 事後支援の具体的な方法
- 事後支援における関係機関の役割
- 関係機関の情報共有及び連携

地域療育センター
私立保育所、私立幼稚園の関係者
教育関係
区こども家庭支援課係長
区こども家庭支援課 保健師・心理相談員

区こども家庭
支援課
担当者会議

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

出典：情報アップデートDay since2024
令和7年1月21日 厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

- 强度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。

